別表２

大企業と中小企業の区分

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律関係）

企業の主たる業種に応じ，下表の「資本の額又は出資の総額」若しくは「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する場合は中小企業に分類されます。

番号	業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
1	製造業等（製造業，建設業，運輸業その他の業種，番号２以下に掲げる業種を除く。）	３億円以下	３００人以下
2	卸売業	１億円以下	１００人以下
3	サービス業	５千万円以下	１００人以下
4	小売業	５千万円以下	５０人以下
5	ゴム製品製造業	３億円以下	９００人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
7	旅館業	５千万円以下	２００人以下
8	事業協同組合，事業協同小組合，協同組合連合会，商工組合，商工組合連合会，商店街振興組合，商店街振興組合連合会	構成員たる事業者の３分の２以上が上記番号１～７に該当するもの。	
9	企業組合，協業組合	全部	